

制度について



○高額療養費

(1) 1か月間の医療費が高額になったときは、申請により自己負担額を超えた分を払い戻しますので、市町の窓口で申請してください。

ただし、後期高齢者医療制度は老人保健法を改正した法に基づき実施されることから、すでに老人保健で申請のある口座情報については後期高齢者医療制度に引継ぎます。

なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

※入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは支給の対象となりません。

所 得 区 分	外来の限度額(個人単位)	外来+入院の限度額(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ※1 (44,400円) ※2
一 般	12,000円	44,400円
低 所 得 者 Ⅱ	8,000円	24,600円
低 所 得 者 Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

※2 (44,400円) は過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する場合の限度額。

(2) 特定の病気で長期の治療を受けた場合

厚生労働大臣が定める疾病（血友病、人工腎臓を実施している慢性腎不全、抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）については、「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」を、医療機関の窓口に提示すれば、毎月の自己負担額は10,000円までとなります。

○高額介護合算療養費（平成20年4月新設）

1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の医療費の自己負担額と介護保険サービスの自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合は、超えた額が高額介護合算療養費として払い戻します。

所 得 区 分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者	670,000円
一 般	560,000円
低 所 得 者 Ⅱ	310,000円
低 所 得 者 Ⅰ	190,000円

※平成20年度は
経過措置があります

○保険外併用療養費

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分があっても全額が自己負担となります。ただし、厚生労働大臣の定める先進医療や特定の保険外サービスについては、通常の治療と共通する部分（診察、検査、投薬、入院料）の費用については保険が適用されます。

○訪問看護療養費

自宅で療養している方が、主治医の指示に基づいて訪問看護師から療養上のお世話や必要な診療の補助を受けた場合、かかった費用の1割が自己負担分となります。（現役並み所得者は3割）

○移送費

病気やけがで移動が困難な方が、医師の指示により一時的、緊急的必要があり、やむをえず最寄りの病院に転院したときなどに要した費用は、いったん全額を支払い、申請に基づき払い戻しされます。
なお、通院時は対象なりません。



○保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査を行うこととします。
実施方法は介護保険制度の生活機能評価との同時実施、県内いずれの健診機関でも受診可能なフリーアクセス制度の構築を行います。
なお、利用者負担額は一定額を徴収させていただきます。

★被保険者証（保険証）について

被保険者証は1人1枚交付します。

- 老人保健制度からの移行される方には、3月下旬に被保険者証を郵送します。●制度施行後に75歳になる方には、75歳到達日の前に被保険者証を郵送します。●障がい認定申請をされた方には、認定後に被保険者証を交付します。
- ※なお、被保険者証の有効期限は毎年7月末日となっており、7月中に8月から翌年7月末まで有効の新たな被保険者証を郵送します。
- 県政だより1月号及び朝日町広報2月号に関連記事がありますのであわせてご覧ください

お問い合わせ先

三重県後期高齢者医療広域連合

TEL : 059-221-6883、6884 FAX : 059-221-6881

三重県後期高齢者医療広域連合ホームページ

<http://www.75iryo.biz-web.jp/>

朝日町役場町民福祉課

TEL : 377-5652